

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら ショートステイ 多床室料金表

令和3年4月改定

◆多床室

単位:円(税込)

要介護度		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
施設サービス費 ※1日あたり	1割	935	1,016	1,083	1,144	1,206
	2割	1,869	2,032	2,166	2,288	2,412
	3割	2,804	3,047	3,249	3,432	3,618
居住費	1日	600				
食費	1日	1,700 (朝食 350 昼食 700 夕食 650)				
1日あたり 基本料金	1割	3,235	3,316	3,383	3,444	3,506
	2割	4,169	4,332	4,466	4,588	4,712
	3割	5,104	5,347	5,549	5,732	5,918
限度額証第3段階	1日	1,955	2,036	2,103	2,164	2,226
限度額証第2段階	1日	1,695	1,776	1,843	1,904	1,966

※ 施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション、その他必要なサービスを提供します

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆その他(ご希望の方に提供します)

単位:円(税込)

	1日あたり	追記事項
安心セット	231	タオル類(大判タオル・フェイスタオル・お手拭きタオル) ハンドソープ・ボックスティッシュ
日用品セット	128	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤 ニベアスキンクリーム・カミソリ・コップ・ヘアブラシ
衣類セットA	493	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	パジャマ・日常着・靴下

※ 単品での提供も可能です。

※ 外部業者【柴橋商会】に委託しております。

理美容代(カット)	1,600	パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金で承ります。
-----------	-------	----------------------------

加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算	片道	197	393	590	施設の送迎車を利用された場合算定(送迎範囲についてはご相談ください)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	24	48	72	介護職員の総数の80%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。
個別リハビリテーション加算	1日	257	513	769	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合。
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
療養食加算	1食	9	17	26	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
重度療養管理加算	1日	129	257	385	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合(要介護4・5の方のみ)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (3.9%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (2.1%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位数に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら ショートステイ 個室料金表

令和3年4月改定

◆個室

単位:円(税込)

要介護度		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
施設サービス費 ※1日あたり	1割	848	926	994	1,056	1,115
	2割	1,696	1,852	1,987	2,111	2,230
	3割	2,544	2,778	2,980	3,166	3,345
居住費	1日	1,800				
食費	1日	1,700 (朝食 350 昼食 700 夕食 650)				
個室代	1日	2,100				
1日あたり 基本料金	1割	6,448	6,526	6,594	6,656	6,715
	2割	7,296	7,452	7,587	7,711	7,830
	3割	8,144	8,378	8,580	8,766	8,945
限度額証第3段階	1日	4,908	4,986	5,054	5,116	5,175
限度額証第2段階	1日	3,828	3,906	3,974	4,036	4,095

※ 施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション、その他必要なサービスを提供します

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆その他(ご希望の方に提供します)

単位:円(税込)

	1日あたり	追記事項
安心セット	231	タオル類(大判タオル・フェイスタオル・お手拭きタオル ハンドソープ・ボックスティッシュ)
日用品セット	128	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤 ニベアスキンクリーム・カミソリ・コップ・ヘアブラシ
衣類セットA	493	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	パジャマ・日常着・靴下

※ 単品での提供も可能です。

※ 外部業者【柴橋商会】に委託しております。

理美容代(カット)	1,600	パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金で承ります。
-----------	-------	----------------------------

加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算	片道	197	393	590	施設の送迎車を利用された場合算定(送迎範囲についてはご相談ください)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	24	48	72	介護職員の総数の80%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。
個別リハビリテーション加算	1日	257	513	769	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合。
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
療養食加算	1食	9	17	26	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
重度療養管理加算	1日	129	257	385	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合(要介護4・5の方のみ)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (3.9%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (2.1%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位数に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 予防ショートステイ 多床室料金表

令和3年4月改定

◆多床室 単位:円(税込)

要介護度		要支援1	要支援2
施設サービス費 ※1日あたり	1割	703	873
	2割	1,406	1,745
	3割	2,109	2,618
居住費	1日	600	
食費	1日	1,700 (朝食 350 昼食 700 夕食 650)	
1日あたり 基本料金	1割	3,003	3,173
	2割	3,706	4,045
	3割	4,409	4,918
限度額証第3段階	1日	1,723	1,893
限度額証第2段階	1日	1,463	1,633

※ 施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション、その他必要なサービスを提供します。

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆その他(ご希望の方に提供します)

単位:円(税込)

	1日あたり	追記事項
安心セット	231	タオル類(大判タオル・フェイスタオル・お手拭きタオル) ハンドソープ・ボックスティッシュ
日用品セット	128	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤 ニベアスキンクリーム・カミソリ・コップ・ヘアブラシ
衣類セットA	493	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	パジャマ・日常着・靴下

※ 単品での提供も可能です。

※ 外部業者【柴橋商会】に委託しております。

理美容代(カット)	1,600	パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金で承ります。
-----------	-------	----------------------------

加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算	片道	197	393	590	施設の送迎車を利用された場合算定(送迎範囲についてはご相談ください)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	24	48	72	介護職員の総数の80%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。
個別リハビリテーション加算	1日	257	513	769	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合。
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
療養食加算	1食	9	17	26	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
重度療養管理加算	1日	129	257	385	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合(要介護4・5の方のみ)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (3.9%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (2.1%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位数に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 予防ショートステイ 個室料金表

令和3年4月改定

◆個室 単位:円(税込)

要介護度		要支援1	要支援2
施設サービス費 ※1日あたり	1割	661	814
	2割	1,322	1,628
	3割	1,983	2,442
居住費	1日	1,800	
食費	1日	1,700 (朝食 350 昼食 700 夕食 650)	
個室代	1日	2,100	
1日あたり 基本料金	1割	6,261	6,414
	2割	6,922	7,228
	3割	7,583	8,042
限度額証第3段階	1日	4,721	4,874
限度額証第2段階	1日	3,641	3,794

※ 施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション、その他必要なサービスを提供します。

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆その他(ご希望の方に提供します)

単位:円(税込)

	1日あたり	追記事項
安心セット	231	タオル類(大判タオル・フェイスタオル・お手拭きタオル) ハンドソープ・ボックスティッシュ
日用品セット	128	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤・ ニベアスキンクリーム・カミソリ・コップ・ヘアブラシ
衣類セットA	493	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	パジャマ・日常着・靴下

※ 単品での提供も可能です。

※ 外部業者【柴橋商会】に委託しております。

理美容代(カット)	1,600	パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金で承ります。
-----------	-------	----------------------------

加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算	片道	197	393	590	施設の送迎車を利用された場合算定(送迎範囲についてはご相談ください)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	24	48	72	介護職員の総数の80%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。
個別リハビリテーション加算	1日	257	513	769	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合。
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
療養食加算	1食	9	17	26	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
重度療養管理加算	1日	129	257	385	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合(要介護4・5の方のみ)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (3.9%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (2.1%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位数に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。